

会 議 録

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和4年2月24日（木） 【時間】10時00分～12時00分 【場所】中央地区公民館 3階 講座室4 【傍聴人数】0名		
会議録の 公開・非公開の別	公開			
【名称】令和3年度第6回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	■	○	○
《施設所管課》建設部水とみどり課：深井課長、服部参事、黒見参事、寺谷主査 生涯学習部スポーツ振興課：庄司課長、畑部主幹、南担当員 魅力創造部観光課：船橋課長、高橋担当長、藪内担当員 《指定管理者》一般財団法人岸和田市公園緑化協会、美津濃株式会社、本町のまちづくりを考える会 《事務局》財務部：藤川理事 行財政改革課：小林課長、滝石主幹、光浦主査、甲地主任				
【議題等】				
1. 公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等における施設管理運営状況についてのヒアリング 2. まちづくりの館における施設管理運営状況についてのヒアリング 3. その他（運用指針及び募集要項等の改正に関する説明）				
1. 公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等における施設管理運営状況についてのヒアリング				
水とみどり課及びスポーツ振興課より、前年度の事業実績概要、今年度の事業実施状況概要、今後の事業実施の方向性について説明。次に、委員から事前に質問のあった事項に関して、施設所管課及び指定管理者が回答し、その後質疑応答を行った。				
【委員からの事前質問の内容及びそれに対する回答】				
委員からの事前質問①：モニタリングチェックシートと職員管理体制報告書は次の5か所に分類されているが、収支決算書は6か所分あるのはなぜなのか。1.岸和田市都市公園（中央公園含む）2.岸和田市児童遊園等 3.岸和田市総合体育館 4.岸和田市民体育館 5.岸和田市立運動広場等。また、3、4、5の指定管理料はモニタリングチェックシートと収支決算書とでは同額だが、1、2の指定管理の収支決算書はどれなのか。				
水とみどり課：予算上、都市公園と中央公園を含んだ部分は土木費で計上し、児童遊園は民生費で計上している都合があった。ただ、都市公園と児童遊園は一括で管理しているため、収支決算書では、まとめて報告している。都市公園は、中央公園と駐車場について、別途報告を上げている。また、合計額の金額に誤りがあったため、本日配布資料にて、修正したものを提出させていただく。				
委員からの事前質問②：職員管理体制報告書の資料で、施設ごとに指定管理業務の従事割合と人件費の額の記載があるが、収支決算書の人件費の額と異なる。何の額なのか。また、各施設の令和2年度の人件費の額はいくらになるのか。そのほか、児童遊園で勤務している方の人件費がない。指定管理業務以外のその他の業務に従事している方の人件費				

8,010,110 円は何か。総合体育館ではその他の業務に従事している方が 6,4 人もいるがなぜなのか。また、どんな業務をしているのか。

スポーツ振興課：収支決算書の人件費には、講師謝礼などの報償費を含んでいるが、従事割合は報償費を除いている。報償費は外部から講師などを呼んだ際に支払う講師謝礼であり、指定管理業務に関わっていないため、省いたことで金額が異なっている。そのため、令和 2 年度の指定管理業務に関する人件費は、報償費を除いた額となる。児童遊園については水とみどり課から回答する。指定管理業務以外のその他の業務に従事している方の人件費については、本来省くべき自主事業を計上しており、誤りがあったため、配布資料にて訂正させていただく。総合体育館ではその他の業務に従事している方が 6,4 人と記載していたが、こちらも誤りがあったため、配布資料にて訂正させていただいた。

水とみどり課：都市公園で一括して人件費を計上していたため、児童遊園の内訳を記載していなかった。業務の比率は、都市公園が 75%、児童遊園が 25%という内訳になっている。

委員からの事前質問③：勤務シフト表はどこの施設のシフトなのか。勤務時間、始業・終業時刻、休憩時間、○▲中昼の注釈の説明をお願いしたい。職員管理体制報告書では、事務局長とアド（アドバイザー）は指定管理業務をせずに、その他の業務をされているようだが、勤務シフトに組み込まれているのはなぜか。

指定管理者：施設は総合体育館のシフト表である。注釈は、○が日勤の 8：45 から 17：15、▲は 13：30 から 22：00、中は中央体育館の担当業務という意味で、勤務時間は○と同じである。昼は窓口担当で勤務は○と同じである。事務局長とアドバイザーは法人業務を行うため、この報告に載せる必要はなかったと考える。

委員からの事前質問①：総合体育館は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しているが、例えばオンラインを利用した教室等新たな利用者の拡大のための方策は考えているのか。

指定管理者：検討をしたが、収入の大幅な減少や自主事業の補填等がないためコスト的に難しい。オンライン教室等を行うと、映像に係るコストや料金を徴収するためのツールのコスト等により利用料金で回収できない可能性がある。オンラインを実施したという他社に聞いてみたが、集客に繋がっていないとのことであった。

委員：事業計画を変更するなど、何か対策を講じる予定はないのか。

指定管理者：低単価で多人数となる事業を実施したいと考えている。例えば、VRで講師なしでレッスンの映像を流すといったことを考えている。コスト面も考慮しながら実現できるよう検討している。

委員からの事前質問①：協定書について、都市公園及び児童遊園の指定管理料に中央公園の指定管理料が含まれていると思うがどのように配分されているのか。事業計画書が募集要項に従って作成され、かつ、契約履行に整合しているならば中央公園の指定管理料がどの契約に属するのかを明確にするのが良いと考える。

水とみどり課：分かりにくい集計になっていたので、配布資料を確認いただきたい。

委員：募集要項に含まれる業務内容と指定管理料を、協定書に整合させて、協定書記載の指定管理料とそれによって履行すべき事業者の義務を明確にすべきである。

委員からの事前質問②：運動公園等の委託先が指定管理者申請時は特定団体委託（町会等）、R2 年度収支決算書では町会管理委託料等とされている。委託先多数だと思われるが「業務委託一覧」により変化を確認するのがよいのではないか。

スポーツ振興課：仕様書には、町会に委託するよう指示している。そのため、委託先が変化することは基本的には無いと想定している。

委員からの事前質問③：＜業務委託一覧＞が提出されている施設と提出されていない施設がある。総合体育館と運動公園等の委託料が多額だと思われるので＜業務委託一覧＞を入手し申請時の情報との変化を確認するのがよいのではないか。

スポーツ振興課：総合体育館の業務委託の多くは、5年間の長期契約であり、平成31年度において一覧表が提出されており、また、年度報告書により毎年度提出している。もし、業務委託先に変更があれば、新たに提出し直してもらうなどを考えている。

委員からの事前質問④：指定管理者申請時の収支予算書の経費名は「正社員・アルバイト・講師謝礼」であるが、収支決算書では「ミズノ人件費・給料・手当・共済費・賃金・報償費」、管理に関する…では「人件費」のみとなっている。指定管理者選定にあたっては従事者の属性・勤務状況を確認しながら、その後の確認が困難になってはいないか。

スポーツ振興課：申請時と収支決算書で経費名が異なっているのは、指定管理者の決定後に指定管理者と協議を行い、双方で取り扱いを分かりやすくするために変更を行った。特段問題はないと考えている。

委員：正社員とアルバイトで勤務の仕方が異なると思うが、その場合、人件費や単価も変わってくるが、内訳など把握していなくて良いのか。令和3年度予算は、人件費のみで、給料・手当・共済費・賃金・報償費の記載がないが、問題ないのか。内訳を把握し、予算管理すべきではないのか。

スポーツ振興課：指定管理者と協議し、内訳についても確認するようにしたい。

委員からの事前質問⑤：「公課費」について、指定管理者申請時の金額とR2年度収支決算書の金額に差が見られるのはなぜなのか。特に「中央公園」及び「都市公園等」に大きな差が見られる。

水とみどり課：提案時には、人件費に消費税が含まれているが、収支報告書等での実績においては、人件費の消費税は公課費に含めているため、差が生じているように見えている。

委員からの事前質問⑥及び⑦：「駐車場」に指定管理料（コロナ補填分）5,848千円が計上されている。これを含めて、収支差額合計は15,469千円である。自主事業繰入金4,525千円を除いても10,944千円の余剰であったのではないか。そうであれば結果として、指定管理料（コロナ補填分）5,848千円は不要ではなかったのか。「駐車場」に指定管理料（コロナ補填分）5,848千円の算定資料と契約書類を見せていただきたい。

水とみどり課：補填額についての配布資料を確認いただきたい。コロナ禍に起因する利用料金の減収や管理経費の増減を具体的に特定して算定するのではなく、指定管理業務に係る収支の差額の不足分の全額を補填している。自主事業については、繰入金を補填している。市としては必要以上に補填しているわけではないと考える。

委員からの事前質問⑧：自主事業収支表とR2年度収支決算書との関連を教えてください。

スポーツ振興課：自主事業の繰入金は、事業者からの提案であり、約束された固定額である。

委員からの事前質問⑨：トレーニングルームやジムは多数の方々に利用されている。そんななかで、総合体育館にて「24 トレーニングマシーン修繕 美津濃㈱ 212千円」が発生している。今後も相当額の維持費は必要なのか。商品の耐久性や安全に問題はないか。

指定管理者：トレーニングマシンは50台ほど設置しており、総額で5千万円以上になる。5

年間の管理ではなく、長期的な維持管理を考え、できるだけコストを下げるよう心がけている。

委員からの事前質問⑩：指定管理者申請並びに R2 年度及び R3 年度の予算には広告宣伝費が計上されているが、R2 年度決算には計上されていない。実施すべきアクションができていないのか、又は実施する必要がなかったのか。

スポーツ振興課：実施すべきアクションだと考えている。実際には折込みチラシ等の広告は手数料と印刷製本費で計上している。

委 員：その計上の仕方で良いのか。令和 2 年度の予算と決算では手数料で計上していたが、令和 3 年度の予算になると、広告宣伝費が計上されている。予算管理上、分かりにくいのではないかと考える。実施すべきことは実施できているということは分かった。

委員からの事前質問⑪：決算額に支出額ではない減価償却費 161 千円が計上されているが、これは適当なのか。

水とみどり課：前指定管理時代の過去からの経緯で、駐車場で得た収入により購入した乗用草刈り機やテニスコート用の監視カメラの減価償却費がここに計上されている。

委 員：監視カメラ等を購入した時点で、その年度の支出で終わっているのではないか。

水とみどり課：支出は終わっているが、当時の指定管理者が減価償却という制度を使って、何年間に渡り計上している。

委 員：今の指定管理者も支払うことになるのではないか。

水とみどり課：お金の歳出は無い。報告する必要があるため、このような計上の仕方になっている。

委 員：市から指定管理料を支払うときに、この減価償却資産の費用は含めているのか。

水とみどり課：指定管理料には含めていない。

委員からの事前質問⑫：業務委託一覧について、公園等維持保全業務委託について公園数の異動があったと思われる。R2 年度委託先に対して R3 年度委託先に違いがある。変更の理由は何か。

水とみどり課：誤りがあったので、配布資料にて訂正させていただく。

委 員：再委託は禁止しているわけではないが、委託先はチェックをすべきだと考える。事務局で再委託に関して、統一してチェックできるようにルール化するなど検討が必要ではないか。

【質疑応答】

委 員：本日配布資料の覚書には金額 690 万 2,412 円とあるが、スポーツ振興課分も同様に補填をし、別途覚書があるのか。

スポーツ振興課：スポーツ振興課も補填をしており、本日の資料としては提出していないが、覚書はある。金額は 662 万 4,475 円である。覚書は協定ごとに締結している。

委 員：自主事業の収入は、管理運営費の一部に充当しているのか。

水とみどり課：提案の段階で、自主事業の収入の一部を指定管理料に繰入してもらうことになっている。しかし、コロナの影響で自主事業が実施できず、繰入できなかった。そうすると、指定管理料が不足するため、不足分を市から補填をしている。自主事業は市側から中止をした経緯もある。

委 員：中央公園は全額繰り入れした金額の記載になっているが、総合体育館は 10%ほどの割

合になっているので、90%ぐらい実施されたのか。

スポーツ振興課：自主事業の収支において、繰入金を含んだ額で、どの程度赤字になっているのかを確認し、その上で不足部分を補填した。その結果、総合体育館は30万程度の自主事業の繰入金の補填となった。

委員：指定管理者から収支についての資料が提出され、それに基づき所管課で協議をし、補填を決めたことなのか。

スポーツ振興課：そうである。

委員長：他に質問がないようなので、これまでの意見又は助言等を踏まえ、改善に取り組み、公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等の良好な施設管理運営に努めて頂きたい。以上で、公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等における施設管理運営状況についてのヒアリングを終了する。

<<施設所管課・指定管理者 退室>>

<<休憩>>

2. まちづくりの館における施設管理運営状況についてのヒアリング

観光課より、前年度の事業実績概要、今年度の事業実施状況概要、今後の事業実施の方向性について説明。次に、委員から事前に質問のあった事項に関して、施設所管課及び指定管理者が回答し、その後質疑応答を行った。

【委員からの事前質問の内容及びそれに対する回答】

委員からの事前質問①：チェックシートについて、入場料収入等推移で令和2年度63,000円とあるのは集会室の使用料なのか。令和元年度は0円だった。利用はあったが料金を徴収していないのか。収支決算書に63,000円の記載がないのはなぜか。

観光課：令和元年度も利用があったが、条例に基づいて改めて精査し、より厳密に料金を徴収するよう令和2年度から取り扱いを変更した。収支決算書に記載がないのは、市に直接納付したためである。

委員からの事前質問②：新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しているが、他の施設と連携して新たな岸和田の歴史や文化遺産を学習するようなコンテンツは考えられないか。

観光課：お城周辺の施設が一体となっていく城下町サミットに参画し、連携した取り組みをしている。

委員：サミットは活動していないのではないか。

観光課：城周辺の官民含めた施設の管理者が、会議体を作ってイベントの企画などを計画している。コロナでイベントは実施できていないが、会議は何回か開催している。

委員からの事前質問③：地域との連携、他施設との連携等について具体的にどのように取り組んでいるのか。また、市制施行100周年記念事業と一緒に何かできないか。

観光課：先ほどの説明の通り、城周辺の施設との連携は取っている。

指定管理者：地域との連携で言えば、町会と連携している。本町のまちづくりを考える会の構成

メンバーに町会の役員も入っているので、施設の運営に町会のメンバーも携わっている状態である。

委員からの事前質問①：モニタリングチェックシートには、令和2年の利用者 7,423 人、入場料収入等 63,000 円とあるが、収支決算書には記載がないのは、なぜなのか。

観光課：先ほどの委員のご質問①の回答のとおりである。

委員からの事前質問②：労務管理チェックリストの労働保険・社会保険の評価点が0点となっている。専属職員を雇用し、館に関する業務を行わせるとあるが、労働保険等に参加していないのはなぜか。過去にも同様の評価だったと思うが、改善されないのはなぜなのか。

観光課：ご指摘いただいた内容は、改めて精査させていただき、適切な対応を取るようにする。

委員からの事前質問③：収支決算書における人件費、1,200,000 円（年間）の給与の時間単価はいくらか。専属職員の方は1日5時間（休憩時間1時間として）、1週間6日勤務しておられるように見受けられる。

観光課：報告書のシフト区分であれば9：00 から 15：00、週 20 時間から 40 時間勤務と記載しているが、実際の勤務は流動的であるため、先ほどの質問の②の件と合わせて精査し、対応していきたい。

委員からの事前質問④：収支決算書のシルバー人材センターの派遣員（4人）の方の業務委託料はいくらになるのか。

観光課：970 円/時間に手数料の 8%を加えた額である。

委員からの事前質問⑤：収支決算書では、緊急事態宣言休館期間の委託料返還額が 502,848 円とあるが、いつからいつまでの期間なのか。休館期間中は、専属職員の方は休業していたのか。その間の給与の支払いはあったのか。また、シルバー人材センターの派遣員の方への業務委託料支払いはあったのか。

観光課：令和2年 4 月 8 日から5月 22 日の 40 日間休館していた。専属職員の給料については、施設の維持管理業務をしてもらっているので、支払っている。シルバー人材センターへの支払いはない。

委員からの事前質問①：R2 年度収支決算書の緊急事態宣言休館期間の委託料返還額 502 千円の算定資料と契約書類を見せていただきたい。

観光課：費用の返還においての覚書の資料を配布させていただく。

【質疑応答の概要】

委 員：先ほどの委員の質問にあった労働保険の加入について、館に従事する職員は加入をしているのか。

観光課：現時点では加入はしていない。労働保険の加入の基準である週 20 時間勤務を超えるのか実態を確認し、適切な対応を取りたい。

委 員：次回のモニタリングまでに、ボーダーラインをちゃんと客観的に把握できるようにすべきだと考える。

委 員：史料の収集や借用はどのようにされているのか。展示内容にどのように変化や工夫をしているのか。また、アンケート調査の結果に不満の声はあったのか。

指定管理者：知人等に史料などないか聞いて集めている。アンケート調査は市の方でアンケートをとっているので詳細は把握していない。ただ、来館者とのやりとりの中で意見を頂い

た際には、改善するよう努めている。

委員：最低賃金に引っかかっていないのか等しっかりと積算根拠を出すべきである。指定管理料の上限ありきで、逆算するのは良くない。人件費は相当額に基づいて積算すべきである。常駐させるべき職員配置など、しっかりと管理してもらいたい。常駐配備については今後もチェックしていく。また、アンケート7件というのは少なすぎるため、工夫してもらいたい。同じようなタイプの施設で他市事例を調査してもらいたい。他市ではもっとネットワークを作って運営しているところもある。

委員長：他に質問がないようなので、これまでの意見又は助言等を踏まえ、改善に取り組み、残りの指定管理期間もまちづくりの館のより良い施設管理運営に努めて頂きたい。以上で、まちづくりの館における施設管理運営状況についてのヒアリングを終了する。

＜＜指定管理者 退室＞＞

3. その他

事務局より、運用指針等の改正の概要と今後のスケジュールを説明。

- 運用指針の改正の主な内容は、自主事業に関する業務の範囲に不明確な部分があったため、要件等の取扱いを整理した。また、運用指針及び募集要項における申請者の資格要件がそれぞれ異なっていたため、整合するよう記載を変更した。そのほか、全庁的な押印の見直しに伴い、提出書類への押印要否を整理した。
- 本日の第6回岸和田市指定管理者審査委員会をもって、今年度予定されている案件はすべて終了となる。
- 来年度は新たな指定管理者候補者の選定はないため、ヒアリングの実施のみの予定。
- 来年度のヒアリングの実施時期については、各所管課から関係資料が出そろってからとなるため、夏ごろ以降の開催を予定しており、日程は春ごろに改めて調整させて頂く。

以 上